

葛飾区障害者施策推進計画・第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画（素案）の  
区民意見提出手続き（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方【大人からの意見】

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

| No.                    | 計画（素案）関連箇所  | 意見の要旨   | 取扱い | 区の考え方  |
|------------------------|---|---|-----|--|
| 葛飾区障害者施策推進計画に関するもの 21件 |   |   |     |  |
| 1                      | 24～27ページ、28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(2) 社会参加の支援<br>(3) 社会資源の充実 | 重症心身障害児者の特性に合った社会参加の支援、生涯学習の場を検討してほしい。                        | ○   | 区では、障害のある方が日中、創作的活動などを行う場として、生活介護事業所の整備に取り組んでいます。通所施設の整備支援を進め、重症心身障害児者の方の社会参加を支援してまいります。<br>また、生涯学習の場につきましては、ご本人及び保護者団体からの聞き取り等により具体的なニーズを把握してまいります。 |
| 2                      | 28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実                         | 医療的ケアの必要な障害のある方の通所施設の整備、看護師の確保をしてほしい。                         | ○   | 区では、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方の日中活動の場を確保していく必要があると考えており、社会福祉法人等へ整備支援を進めてまいります。また、運営支援を実施し、看護師の確保についても各施設に働きかけてまいります。                                      |
| 3                      | 28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実                         | よつぎ療育園の移転、拡大を東京都へ働きかけてほしい。                                    | △   | いただいたご意見につきましては、よつぎ療育園を設置している東京都に対して、内容を伝えます。  |
| 4                      | 28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実                         | 区内で短期入所が利用できるよう地域の総合病院等へ働きかけてほしい。<br>(同様の意見は他に1件)             | △   | 区内での短期入所先につきましては、病院や東京都、関係機関との連携を図りながら検討してまいります。   |
| 5                      | 28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実                         | 重い障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるようなグループホームを整備してほしい。<br>(同様の意見は他に2件) | ○   | 区では、障害のある方の地域生活を支援するため、特に重度障害のある方のグループホームを確保していく必要があると考えております。このため、整備を行う社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成することで整備の促進を図ります。  |

|    |   |   |   |  |
|----|---|---|---|--|
| 6  | 28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実                       | 区内で利用できるような重症心身障害児者の短期入所施設を整備してほしい。                           | ○ | 区では、ご自宅で障害のある方の介護をしている方の緊急時の対応や負担軽減のため、重症心身障害や医療的ケアが必要な方を対象とする、短期入所施設を確保していく必要があると考えております。このため、通所施設、グループホーム等を整備支援する際に、短期入所用の居室を合築して整備するよう、今後とも働きかけてまいります。  |
| 7  | 28～31ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実                       | 既存の通所施設での東京都地域施設活用型の推進をお願いします。                                | ○ | 地域施設活用型とは、東京都が区市町村に委託し、地域の障害者施設等において、比較的軽度な医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を受け入れ、日常生活動作や運動機能低下防止等の訓練を行う事業です。<br>区では、重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援が必要と考えており、今後、施設の整備を行う社会福祉法人等だけでなく既存の施設につきましても、本事業について情報提供してまいります。 |
| 8  | 28～31ページ、35～36ページ<br>1 自立生活支援<br>(3) 社会資源の充実<br>(5) 介護者支援 | 障害のある方が安心して利用できるように職員の定着、人員確保をお願いします。<br>(同様の意見は他に1件)         | ○ | 区では障害者施設や事業所の人材確保や職員の定着が必要であると考えております。このため、障害福祉サービスを担う職員の介護負担の軽減や職場環境の向上を図る支援策を検討してまいります。  |
| 9  | 32～34ページ<br>1 自立生活支援<br>(4) 生活支援                          | 難病福祉手当の差押禁止条項を条例に設けてほしい。                                      | △ | 区の難病福祉手当の支給処理において、手当の受給権を差押する事例はなく、また、区の債権滞納処分においても難病福祉手当を差押対象とする事例は発生しておりません。現状、条例に盛り込む予定はございませんが、他自治体の動向等を注視してまいります。   |
| 10 | 32～34ページ<br>1 自立生活支援<br>(4) 生活支援                          | 障害のある方の日常生活を支援するサービスの対象者を、身障手帳1～4級、愛の手帳1～4度、難病、精神障害まで拡大してほしい。 | △ | 障害のある方の日常生活を支援するサービスにつきましては、障害の程度をあらゆる等級に加え、サービスを希望される方が該当するか個別にお話を伺ったうえで決定します。引き続き適正なサービス提供に努めてまいります。   |
| 11 | 32～34ページ<br>1 自立生活支援<br>(4) 生活支援                          | 現行の制度では医療助成が不十分な障害のある方に対し、独自の医療助成制度を作してほしい。                   | △ | 心身障害者医療費助成制度は、心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図るもので東京都が実施する制度です。引き続き適正なサービス提供に努めてまいります。   |

|    |   |  |   |   |
|----|---|--|---|---|
| 12 | 54～56ページ<br>3 育成支援<br>(2) 学齢期の育成支援        | 区内中学校の特別支援学級が少ない。金町付近に無いので、金町中学校に特別支援学級を設置してほしい。   | △ | 特別支援学級の新たな設置については、年度ごとの在籍者数の推移をもとに、設置の必要性について、特別支援教育推進委員会等で検討しております。今後も必要に応じた学級の設置に努めてまいります。  |
| 13 | 64～66ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(4) 防災対策の充実 | 個別避難計画に基づく避難訓練の実施をお願いします。  | △ | 区では、高齢者や障害者などが災害時に適切に避難行動を取ることができるよう、「個別避難計画」を作成してきました。今後は、地域の災害リスク、避難行動要支援者の障害特性、支援者の有無等に応じた、個別避難計画の適宜見直しを進めるとともに、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、安否確認や避難支援等の仕組みづくりにより、災害時要配慮者対策全体の実効性を高め、避難訓練の実施に繋げていきたいと考えております。  |
| 14 | 64～66ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(4) 防災対策の充実 | 避難行動要支援者で常時、医療機器を使う場合、機器から出る騒音、吸引音等があることを考慮して福祉避難所へ直接避難できるようにお願いします。福祉避難所へ移動できない場合はできるだけプライベート空間を確保してください。 | △ | 地震発生後は、まずは第一順位避難所である学校避難所を開設し、続いて第二順位避難所の福祉避難所を順次開設することとしています。一方で、発災後に速やかに開設できるよう、民間事業者や地元自治町会等と連携して、福祉避難所の設置・運営訓練の実施を計画しております。<br>また、水害が予期される場合には、福祉避難所への直接避難が可能となるよう、対象施設の検討や避難行動の検証を進めていきます。<br>なお、在宅療養者や医療的ケア児など、常時、医療機器を使用されている方については、避難所で生活できるよう、プライベート空間の確保を含めた支援方法について、検討してまいります。 |
| 15 | 64～66ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(4) 防災対策の充実 | 福祉避難所から緊急に病院等に移送できる体制整備をお願いします。  | △ | 区では、災害時等の医療機能が低下した際に区民の生命と健康を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動について定めた「葛飾区災害医療救護計画」を策定しています。この計画に基づき、発災後72時間以内は、傷病者の応急処置を行う緊急医療救護所を設置するとともに、地域の医療機関と連携した傷病者の受け入れ態勢を整え、被災者の医療を行ってまいります。  |

|    |   |  |   |   |
|----|---|--|---|---|
| 16 | 64～66ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(4) 防災対策の充実 | 在宅避難を選択した場合の安否確認、安全確保、衛生材料、生活物資の提供をお願いします。 | ○ | 区では「避難行動要支援者名簿を活用した支援の手引き」を作成し、自治町会や学校、PTA等が参加する地域防災会議にて、障害者の方等の安否確認や必要な物資の確認といった仕組みづくりなどの取組を進めてきました。引き続き、地域や事業者との協力体制の構築を進めてまいります。 |
| 17 | 64～66ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(4) 防災対策の充実 | 福祉避難所の役割について住民の方に理解を求め協力していただく取組をお願いします。   | △ | 発災時に速やかに福祉避難所を開設するため、民間事業者や自治町会に福祉避難所の役割を理解していただき、福祉避難所の設置・運営訓練を協働で実施することを検討してまいります。  |

◎：計画（案）に意見を反映する 0件  
○：計画（素案）に盛り込まれている 10件  
△：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする 11件

葛飾区障害者施策推進計画・第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画(素案)の  
区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の考え方【子どもからの意見】

【取扱いの凡例】 ◎：計画(案)に意見を反映する ○：計画(素案)に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

| No.                           | 計画(素案)関連箇所   | 意見の要旨                      | 取扱い | 区の考え方   |
|-------------------------------|--|----------------------------|-----|---|
| <b>葛飾区障害者施策推進計画に関するもの 18件</b> |  |                            |     |   |
| 1                             | 57～59ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(1) 障害への理解と交流の促進     | 障害者への差別がなくなっ<br>てほしい。      | ○   | 区では、小学生と保護者を対象とした普及啓発講座や、学校での手話体験、車いす体験等の体験講座、身体障害者補助犬の普及啓発などを通じて、障害の理解促進に取り組んでいます。これからも障害のある人もない人もお互いに理解し合い、差別のない社会の実現を目指していきます。 |
| 2                             | 57～59ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(1) 障害への理解と交流の促進     | 障害児ばかりを優遇しないでほしい。          | △   | 区では、障害のある人もない人もそれぞれの立場でお互いに理解し合い、差別のない社会の実現を目指しています。これからも普及啓発活動や障害のある人とない人の交流を通じて障害への理解を進めていきます。                                  |
| 3                             | 61～63ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり | 道を広くしてほしい。<br>(同様の意見は他に2件) | △   | 都市計画で決まっている場合は、計画的に広い道路を整備していきます。それ以外の道路はすぐに広げることは難しいですが、道に自転車や看板を置かないように呼びかけて、誰でも通りやすい道になるように今後も取り組んでいきます。                       |

|   |  |  |   |   |
|---|--|--|---|---|
| 4 | <p>61～63ページ</p> <p>4 地域で支えあうまちづくり<br/>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり</p> | <p>障害者用の道を作ってほしい。<br/>(同様の意見は他に3件)</p>                                     | △ | <p>道路には、視覚に障害がある方を安全に誘導するために地面の表面に突起をつけたブロック（点字ブロック）を設置しています。</p> <p>点字ブロックは主に道路の交差点や施設の出入口に設置していますが、特に多くの方が利用する駅周辺や施設などが集まっている地区においては、駅や施設をつなぐように点字ブロックを連続的に設置するなど、街全体のバリアフリー化に引き続き取り組んでいきます。</p>  |
| 5 | <p>61～63ページ</p> <p>4 地域で支えあうまちづくり<br/>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり</p> | <p>障害者のためのエレベーター、トイレなど使いやすいものを増やし、階段に手すりやスロープをつけてほしい。<br/>(同様の意見は他に5件)</p> | ○ | <p>施設の改築に当たっては、誰もが使いやすく利用しやすい施設づくりを目指すユニバーサルデザインの考え方を最大限取り入れ、エレベーターやバリアフリートイレのほか、階段の手すりや出入口スロープなどの整備を行います。また、大規模改修等の際には、施設の状況やスペースを考えて、改修を進めていくよう、いただいたご意見を踏まえて、さらに取り組んでいきます。</p>   |
| 6 | <p>61～63ページ</p> <p>4 地域で支えあうまちづくり<br/>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり</p> | <p>点字ブロックの上には何も置かないよう注意書きをしたり、点字ブロックを増やしてほしい。</p>                          | ○ | <p>点字ブロック上には、基準に従って一定間隔で「モノをおかないで！」といったシールを貼り付けていますが、自転車や看板などが置かれてしまっています。そのため、モノがおかれている状況に気づいた時には、モノをおかないように声をかけたり、モノを移動させるなど、私たちにできる心のバリアフリーも必要です。</p> <p>区としては、こうした呼びかけなどをしていくとともに、特に多くの方が利用する駅周辺や施設などが集まっている地区においては、駅や施設をつなぐように点字ブロックを連続的に設置するなど、街全体のバリアフリー化に引き続き取り組んでいきます。</p> |

|        |  |                          |   |  |
|--------|--|--------------------------|---|--|
| 7      | 61～63ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり | 信号機に目の不自由な方向けの合図を入れてほしい。 | ○ | 一部の信号機には、目の不自由な方が安全に横断できるように、歩行者用信号が青のタイミングで横断歩道の両端から音響（「ピヨピヨ」「カッコー」など）を鳴らして、誘導を行っています。特に多くの方が利用する駅周辺や施設などの状況、歩行者の通行状況なども踏まえて、今後も警察と連携しながら音響式信号機の設置に向けて、取り組んでいきます。                     |
| 8      | 61～63ページ<br>4 地域で支えあうまちづくり<br>(3) ユニバーサルデザインのまちづくり | 水辺に目の不自由な方向けの柵をつけてほしい。   | ○ | 河川敷が広い江戸川や荒川は、川の手前に草や木があるため、簡単に川に行けないようになっています。また、河川敷が狭い中川や新中川などには、川に落ちないように転落防止の柵を設置し、安全対策をしています。区内には、多くの川が流れていることから、今後、目の不自由な方も含めて誰もが水辺と親しみながら安全に楽しむことができる場所には、必要に応じて柵をつけたいと考えております。 |
| その他 3件 |  |                          |   |  |
| 9      | その他  | サッカー場を作ってほしい。            | △ | 区では、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場、水元総合スポーツセンター多目的広場、東金町運動場多目的広場、にいじゅくみらい公園運動場多目的広場、上千葉公園運動場少年球技場、柴又球技場、荒川小菅球技場、四つ木橋球技場、木根川橋球技場の施設でサッカー利用が可能ですので、ぜひご利用ください。   |
| 10     | その他  | サッカーができる公園を作って欲しい。       | △ | サッカーができる公園を作るためには、大きな広場のある公園や河川敷にある公園など、他の公園利用者や公園の周辺に住んでいる方の迷惑にならないよう、十分な広さと住宅地から離れている場所が必要となりますので、このような場所を確保できましたら、検討していきます。   |

|    |     |                             |  |
|----|-----|-----------------------------|--|
| 11 | その他 | 道でたばこを吸ったり、ポイ捨てをしたりしないで欲しい。 | △<br>区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」により、区内でのごみのポイ捨て・歩きタバコ、喫煙禁止区域でタバコを吸うことを禁止しています。皆さんに、このルールを守ってもらえるように、広報かつしかや区のホームページ、京成バスの車内放送などでお知らせしています。さらに、きれいで清潔なまちになるように対策をしていきます。 |
|----|-----|-----------------------------|--|

- ◎：計画（案）に意見を反映する 0件  
○：計画（素案）に盛り込まれている 10件  
△：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする 11件